

電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成 14 年総務省告示第 334 号）の一部改正案の概要

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号。以下「番号整備法」という。）による住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）等の改正に伴い、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成 14 年総務省告示第 334 号。以下「住基ネット技術基準」という。）について、所要の規定の整備を行う必要があるため。

2 改正の概要

住民基本台帳法等の改正に伴い、住基ネット技術基準について、施行期日に従って三段階で改正を行う。

①平成 27 年 10 月 5 日施行分

- ・住民基本台帳法改正に伴い指定情報処理機関制度が廃止となること等に伴う用語の変更（「指定情報処理機関」を「地方公共団体情報システム機構」に改める等）や条項ずれの措置。

②平成 28 年 1 月 1 日施行分

- ・住民基本台帳法改正に伴い住民基本台帳カードが廃止となること、指定認証機関制度が廃止となること等に伴う用語の変更（「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める等）や条項ずれの措置。

③番号利用法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（平成 29 年 1 月予定）施行分

- ・平成 29 年 1 月から情報提供ネットワークシステムによる情報連携が開始されることに伴い、情報提供ネットワークシステムを設置及び管理する総務大臣、情報照会者又は情報提供者、地方公共団体情報システム機構間の情報のやりとりのうち住民基本台帳ネットワークシステムに関係する部分について規定する。

電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号） 新旧対照表（平成27年10月5日施行分）

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
第1 用語の定義 1 住民基本台帳ネットワークシステム <u>コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ、指定情報処理機関サーバ、認証業務連携サーバ、端末機、電気通信関係装置（ファイアウォールを含む。以下同じ。）</u>、電気通信回線、プログラム等により構成され、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四二年法律第八一号。以下「法」という。）<u>第三〇条の五</u>第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知し、<u>委任都道府県知事（法第三〇条の一〇第三項に規定する委任都道府県知事をいう。以下同じ。）</u>が本人確認情報を<u>指定情報処理機関（法第三〇条の一〇第一項に規定する指定情報処理機関をいう。以下同じ。）</u>に通知し、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務を処理し、住民基本台帳カード（法第三〇条の四四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）を発行し、並びに都道府県知事及び<u>指定情報処理機関</u>が本人確認情報の記録、保存及び提供を行い、<u>法第三〇条の八第三項若しくは法第三〇条の一一第九項</u>の通知があった旨の情報（以下「異動等情報」という。）の提供を行うためのシステム 2 コミュニケーションサーバ 転入通知（法第九条第一項の規定による通知をいう。以下同じ。）<u>、住民票の写しの交付の特例（法第一二条の四の規定による住民票の写しの交付をいう。以下同じ。）</u>、戸籍の附票記載事項通知（法第一九条第一項の規定による通知をいう。以下同じ。）及び転入届の特例（法第二四条の二の規定による住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する届出の特例をいう。以下同じ。）のために必要な情報を市町村長間で通知し、<u>並びに都道府県知事に本人確認情報の通知</u>	第1 用語の定義 1 住民基本台帳ネットワークシステム <u>コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ、機構サーバ</u>、認証業務連携サーバ、端末機、電気通信関係装置（ファイアウォールを含む。以下同じ。）<u>、電気通信回線、プログラム等により構成され、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）</u>が本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四二年法律第八一号。以下「法」という。）<u>第三〇条の六第一項</u>に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知し、<u>都道府県知事が本人確認情報を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に通知し、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務を処理し、住民基本台帳カード（法第三〇条の四四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）を発行し、並びに市町村長、都道府県知事及び機構が本人確認情報の記録、保存及び提供を行い、法第三〇条の一五第三項若しくは第四項の通知があった旨の情報（以下「異動等情報」という。）の提供を行うためのシステム</u> 2 コミュニケーションサーバ 転入通知（法第九条第一項の規定による通知をいう。以下同じ。）<u>、住民票の写しの交付の特例（法第一二条の四の規定による住民票の写しの交付をいう。以下同じ。）</u>、戸籍の附票記載事項通知（法第一九条第一項の規定による通知をいう。以下同じ。）及び転入届の特例（法第二四条の二の規定による住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する届出の特例をいう。以下同じ。）のために必要な情報を市町村長間で通知し、<u>都道府県知事に本人確認情報の通知及び転</u>

及び転出確定通知（住民基本台帳法施行令（昭和四二年政令第二九二号。以下「令」という。）第一三条第三項の規定による通知をいう。以下同じ。）を行い、又は住民基本台帳カードを発行するための市町村長の使用に係る電子計算機

3 都道府県サーバ

市町村長から本人確認情報の通知及び転出確定通知を受け、本人確認情報の記録、保存及び提供を行い、並びに委任都道府県知事にあっては、指定情報処理機関に本人確認情報の通知を行うための都道府県知事の使用に係る電子計算機

4 指定情報処理機関サーバ

委任都道府県知事から本人確認情報の通知を受け、本人確認情報の記録、保存及び提供を行うための指定情報処理機関の使用に係る電子計算機

5 認証業務連携サーバ

都道府県知事が電子証明書（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成一四年法律第一五三号。以下「公的個人認証法」という。）第三条第一項に規定する電子証明書をいう。以下同じ。）の発行を受けている者に係る異動等情報を利用し、又は都道府県知事若しくは指定情報処理機関が指定認証機関（同法第三四条第一項に規定する指定認証機関をいう。以下同じ。）に対し、電子証明書の発行を受けている者に係る異動等情報の提供を行うための都道府県知事若しくは指定情報処理機関の使用に係る電子計算機

6～13 （略）

出確定通知（住民基本台帳法施行令（昭和四二年政令第二九二号。以下「令」という。）第一三条第三項の規定による通知をいう。以下同じ。）を行い、並びに機構に個人番号とすべき番号の生成（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号。以下「番号利用法」という。）第八条第一項の規定による個人番号とすべき番号の生成をいう。以下同じ。）のために必要な情報を通知し、及び機構から個人番号とすべき番号の通知（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二六年政令第一五五号。以下「番号利用法施行令」という。）第九条の規定による通知をいう。以下同じ。）を受け、又は住民基本台帳カードを発行するための市町村長の使用に係る電子計算機

3 都道府県サーバ

市町村長から本人確認情報の通知及び転出確定通知を受け、本人確認情報の記録、保存及び提供を行い、並びに機構に本人確認情報の通知を行うための都道府県知事の使用に係る電子計算機

4 機構サーバ

都道府県知事から本人確認情報の通知を受け、本人確認情報の記録、保存及び提供を行い、並びに市町村長から個人番号とすべき番号の生成のために必要な情報を受け、及び市町村長に個人番号とすべき番号を通知するための機構の使用に係る電子計算機

5 認証業務連携サーバ

都道府県知事が電子証明書（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成一四年法律第一五三号。以下「公的個人認証法」という。）第三条第一項に規定する電子証明書をいう。以下同じ。）の発行を受けている者に係る異動等情報を利用し、又は機構が指定認証機関（公的個人認証法第三四条第一項に規定する指定認証機関をいう。以下同じ。）に対し、電子証明書の発行を受けている者に係る異動等情報の提供を行うための都道府県知事若しくは機構の使用に係る電子計算機

6～13 （略）

第2 体制、規程等の整備

1 体制の整備

(1) (略)

(2) 連絡調整を行う場の設置

都道府県知事、市町村長及び指定情報処理機関は、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関し、連絡調整を行う場を設けること。

(3) 監視体制の整備

都道府県知事、市町村長及び指定情報処理機関は、住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関し、異常な状態を早期に発見し、相互に連絡することができるよう体制の整備を図ること。

2 (略)

3 人事、教育、研修等

(1) (略)

(2) 教育及び研修

ア (略)

イ 指定情報処理機関は、都道府県知事及び市町村長に対し、教育及び研修に関する技術的な協力を行うこと。

(3) (略)

4 (略)

5 緊急時体制

(1) 作動停止時における事務処理体制

ア 住民基本台帳ネットワークシステムの構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等により住民基本台帳ネットワークシステムの全部又は一部が作動停止した場合の行動計画、住民への周知方法、都道府県知事、市町村長及び指定情報処理機関との連絡方法等について、都道府県知事、市町村長及び指定情報処理機関は、相互に密接な連携を図り定めること。

イ 実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう、都道府県知事、市町村長及び指定情報処理機関は、相互に密接な連携を図り、教育及び研修を行うこと。

第2 体制、規程等の整備

1 体制の整備

(1) (略)

(2) 連絡調整を行う場の設置

都道府県知事、市町村長及び機構は、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関し、連絡調整を行う場を設けること。

(3) 監視体制の整備

都道府県知事、市町村長及び機構は、住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関し、異常な状態を早期に発見し、相互に連絡することができるよう体制の整備を図ること。

2 (略)

3 人事、教育、研修等

(1) (略)

(2) 教育及び研修

ア (略)

イ 機構は、都道府県知事及び市町村長に対し、教育及び研修に関する技術的な協力を行うこと。

(3) (略)

4 (略)

5 緊急時体制

(1) 作動停止時における事務処理体制

ア 住民基本台帳ネットワークシステムの構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等により住民基本台帳ネットワークシステムの全部又は一部が作動停止した場合の行動計画、住民への周知方法、都道府県知事、市町村長及び機構との連絡方法等について、都道府県知事、市町村長及び機構は、相互に密接な連携を図り定めること。

イ 実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう、都道府県知事、市町村長及び機構は、相互に密接な連携を図り、教育及び研修を行うこと。

- (2) データの漏えいのおそれがある場合の事務処理体制
ア データの漏えいのおそれがある場合の行動計画（住民基本台帳ネットワークシステムの全部又は一部を停止する基準の策定を含む。）、住民への周知方法、都道府県知事、市町村長及び指定情報処理機関との連絡方法等について、都道府県知事、市町村長及び指定情報処理機関は、相互に密接な連携を図り定めること。
イ 実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう、都道府県知事、市町村長及び指定情報処理機関は、相互に密接な連携を図り、教育及び研修を行うこと。

第3 住民基本台帳ネットワークシステムの環境及び設備

1・2 (略)

3 ネットワークの設備及び構造

(1) 専用回線の使用

電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ及び指定情報処理機関サーバを結ぶ電気通信回線は、専用回線（接続先が固定されており、所定の伝送速度が保証されている回線をいう。以下同じ。）を使用すること。また、国の機関等（法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人をいう。以下同じ。）に本人確認情報を提供するために都道府県サーバ若しくは指定情報処理機関サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を結ぶこととした場合又は指定認証機関に異動等情報を提供するために認証業務連携サーバと指定認証機関の使用に係る電子計算機を結ぶこととした場合における電気通信回線は、専用回線を使用すること。

(2) 予備の回線の設置

通信が途絶しないようにするため、コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ及び指定情報処理機関サーバを結ぶ電気通信回線には、予備の回線を設けること。

(3) ネットワークの構造

ネットワークは、転入通知、第6の4(1)及び(2)の通知、戸籍の附票記載事項通知並びに第6の6(3)及び(4)の通

- (2) データの漏えいのおそれがある場合の事務処理体制
ア データの漏えいのおそれがある場合の行動計画（住民基本台帳ネットワークシステムの全部又は一部を停止する基準の策定を含む。）、住民への周知方法、都道府県知事、市町村長及び機構との連絡方法等について、都道府県知事、市町村長及び機構は、相互に密接な連携を図り定めること。
イ 実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう、都道府県知事、市町村長及び機構は、相互に密接な連携を図り、教育及び研修を行うこと。

第3 住民基本台帳ネットワークシステムの環境及び設備

1・2 (略)

3 ネットワークの設備及び構造

(1) 専用回線の使用

電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ及び機構サーバを結ぶ電気通信回線は、専用回線（接続先が固定されており、所定の伝送速度が保証されている回線をいう。以下同じ。）を使用すること。また、国の機関等（法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人をいう。以下同じ。）に機構保存本人確認情報（法第三〇条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）を提供するために機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を結ぶこととした場合又は指定認証機関に異動等情報を提供するために認証業務連携サーバと指定認証機関の使用に係る電子計算機を結ぶこととした場合における電気通信回線は、専用回線を使用すること。

(2) 予備の回線の設置

通信が途絶しないようにするため、コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ及び機構サーバを結ぶ電気通信回線には、予備の回線を設けること。

(3) ネットワークの構造

ネットワークは、転入通知、第6の4(1)及び(2)の通知、戸籍の附票記載事項通知並びに第6の6(3)及び(4)の通

知が都道府県サーバ及び指定情報処理機関サーバを通過しない構造とすること。

第4 住民基本台帳ネットワークシステムの管理

1・2 (略)

3 住民基本台帳ネットワークシステムの管理

(1) (略)

(2) ファイアウォールによる通信制御

電気通信回線に接続する電子計算機における不正行為又は電子計算機への不正アクセス行為に対して住民基本台帳ネットワークシステムを保護するため、コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ及び指定情報処理機関サーバ間等、必要な部分には、指定情報処理機関が管理するファイアウォールを設置し、通信制御を行うこと。

(3) 電気通信関係装置の管理

エラー及び不正行為により電気通信関係装置の不当な運用が行われないようにするため、電気通信関係装置の管理に際しては厳重な確認を行う等、管理権限がある者以外の者による操作を防止するための措置を講ずること。また、通信に際しては、電気通信関係装置相互の認証を行うこと。

(4) 通信相手相互の認証

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ又は指定情報処理機関サーバそれぞれの間の通信については、通信相手相互の認証を行うこと。また、都道府県サーバ又は指定情報処理機関サーバから国の機関等に本人確認情報を提供し、又は認証業務連携サーバから指定認証機関に異動等情報を提供するための通信についても、通信相手相互の認証を行うこと。

(5) データの暗号化

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ又は指定情報処理機関サーバそれぞれの間の通信については、交換するデータの暗号化を実施すること。また、都道府県サーバ又は指定情報処理機関サーバから国の機関等に本人確認情報を提供し、又は認証業務連携サーバから指定認証機関に

知が都道府県サーバ及び機構サーバを通過しない構造とすること。

第4 住民基本台帳ネットワークシステムの管理

1・2 (略)

3 住民基本台帳ネットワークシステムの管理

(1) (略)

(2) ファイアウォールによる通信制御

電気通信回線に接続する電子計算機における不正行為又は電子計算機への不正アクセス行為に対して住民基本台帳ネットワークシステムを保護するため、コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ及び機構サーバ間等、必要な部分には、機構が管理するファイアウォールを設置し、通信制御を行うこと。

(3) 電気通信関係装置の管理

エラー及び不正行為により電気通信関係装置の不当な運用が行われないようにするため、電気通信関係装置の管理に際しては厳重な確認を行う等、管理権限がある者以外の者による操作を防止するための措置を講ずること。

(4) 通信相手相互の認証

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ又は機構サーバそれぞれの間の通信については、通信相手相互の認証を行うこと。また、機構サーバから国の機関等に機構保存本人確認情報を提供し、又は認証業務連携サーバから指定認証機関に異動等情報を提供するための通信についても、通信相手相互の認証を行うこと。

(5) データの暗号化

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ又は機構サーバそれぞれの間の通信については、交換するデータの暗号化を実施すること。また、機構サーバから国の機関等に機構保存本人確認情報を提供し、又は認証業務連携サーバから指定認証機関に異動等情報を提供するためのデータの

異動等情報を提供するためのデータの交換についても、データの暗号化を実施すること。

(6)・(7) (略)

4 端末機操作の管理

(1) 端末機の管理

端末機（都道府県サーバ又は指定情報処理機関サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における当該電子計算機の端末機を含む。以下4において同じ。）の取扱いは、当該端末機の管理を行う責任者の指示又は承認を受けた者が行うこと。

(2)～(6) (略)

5 電子計算機の管理

(1) 秘密鍵の厳重な管理

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ、指定情報処理機関サーバ及び認証業務連携サーバにおいて、通信相手相互の認証及び送受信するデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。また、指定情報処理機関サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機との間で電気通信回線又は磁気ディスクによりデータを交換する場合における国の機関等の使用に係る電子計算機又は指定認証機関の使用に係る電子計算機においても、通信相手相互の認証又はデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

(2) 他のソフトウェアの作動禁止

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ、指定情報処理機関サーバ及び認証業務連携サーバでは、住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外のソフトウェアを作動させないこと。また、指定情報処理機関サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機との間で電気通信回線又は磁気ディスクによりデータを交換する場合における国の機関等の使用に係る電子計算機又は指定認証機関の使用に係る電子計算機においても、住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソ

交換についても、データの暗号化を実施すること。

(6)・(7) (略)

4 端末機操作の管理

(1) 端末機の管理

端末機（機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における当該電子計算機の端末機を含む。以下4において同じ。）の取扱いは、当該端末機の管理を行う責任者の指示又は承認を受けた者が行うこと。

(2)～(6) (略)

5 電子計算機の管理

(1) 秘密鍵の厳重な管理

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ、機構サーバ及び認証業務連携サーバにおいて、通信相手相互の認証及び送受信するデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。また、機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機との間で電気通信回線又は磁気ディスクによりデータを交換する場合における国の機関等の使用に係る電子計算機又は指定認証機関の使用に係る電子計算機においても、通信相手相互の認証又はデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

(2) 他のソフトウェアの作動禁止

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ、機構サーバ及び認証業務連携サーバでは、住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア（番号利用法第八条第三項に規定する電子情報処理組織に係るソフトウェアを含む。）以外のソフトウェアを作動させないこと。また、機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機との間で電気通信回線又は磁気ディスクによりデータを交換する場合における国の機関等の使用に係る電子計算機又は指定認証機関の使用に係る電子計算機においても、住

フトウェア（認証業務（公的個人認証法第二条第二項に規定する認証業務をいう。以下同じ。）に必要なソフトウェアを含む。）以外のソフトウェアを作動させないこと。

6 （略）

7 構成機器及び関連設備等の管理

(1)・(2) （略）

(3) 稼働状況の監視

指定情報処理機関において、構成機器の稼働状況を監視し、必要に応じ、都道府県知事及び市町村長に状況を通知すること。

(4) 不正プログラムの混入防止等

住民基本台帳ネットワークシステムにコンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。また、コンピュータウイルス等の不正プログラムが発見された場合の必要な措置を定め、住民基本台帳ネットワークシステムを運用する職員に周知すること。

8 （略）

9 障害時等の対応

(1)～(3) （略）

(4) 不正アクセスが判明した場合の対応

都道府県知事、市町村長及び指定情報処理機関は、不正アクセスが判明した場合、相互に連絡調整を行い、被害状況の把握、被害拡大を防止するための措置等必要な措置を講ずること。

10 （略）

第5 既設ネットワークとの接続等

1 既設ネットワークとの接続条件

住民記録システムとの接続、端末機の設置等のため、住民基本台帳ネットワークシステムと既設ネットワークとを接続する場合（都道府県サーバ又は指定情報処理機関サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における国の機関等の使用に係る電子計算機と既

民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア（認証業務（公的個人認証法第二条第二項に規定する認証業務をいう。以下同じ。）に必要なソフトウェアを含む。）以外のソフトウェアを作動させないこと。

6 （略）

7 構成機器及び関連設備等の管理

(1)・(2) （略）

(3) 稼働状況の監視

機構において、構成機器の稼働状況を監視し、必要に応じ、都道府県知事及び市町村長に状況を通知すること。

(4) 不正プログラムの混入防止等

住民基本台帳ネットワークシステムにコンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されないよう予め防止する措置及び混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。また、コンピュータウイルス等の不正プログラムが発見された場合の必要な措置を定め、住民基本台帳ネットワークシステムを運用する職員に周知すること。

8 （略）

9 障害時等の対応

(1)～(3) （略）

(4) 不正アクセスが判明した場合の対応

都道府県知事、市町村長及び機構は、不正アクセスが判明した場合、相互に連絡調整を行い、被害状況の把握、被害拡大を防止するための措置等必要な措置を講ずること。

10 （略）

第5 既設ネットワークとの接続等

1 既設ネットワークとの接続条件

住民記録システムとの接続、端末機の設置等のため、住民基本台帳ネットワークシステムと既設ネットワークとを接続する場合（機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における国の機関等の使用に係る電子計算機と既設ネットワークを接続する場合及

設ネットワークを接続する場合及び指定認証機関の使用に係る電子計算機と既設ネットワークを接続する場合を含む。)は、既設ネットワークにおいて、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

(1)・(2) (略)

(3) ファイアウォールによる通信制御

既設ネットワークと住民基本台帳ネットワークシステム(都道府県サーバ若しくは指定情報処理機関サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における国の機関等における電子計算機又は指定認証機関の使用に係る電子計算機。以下(4)アにおいて同じ。)との間にファイアウォールを設置し、住民基本台帳ネットワークシステム上の処理(認証業務に必要な処理を含む。)又は住民記録システム上の処理(認証業務に必要な処理を含む。)に係る通信のみが可能となるよう通信制御を行うこと。

(4)～(6) (略)

2 既設ネットワークとの接続状況についての連絡調整

(1) 都道府県知事、市町村長及び指定情報処理機関の連絡調整

都道府県知事、市町村長及び指定情報処理機関は、既設ネットワークとの接続状況について相互に連絡調整を行うこと。また、都道府県知事、市町村長及び指定情報処理機関は、それぞれの既設ネットワークにおいて個人情報の漏えいのおそれがある場合は、相互に連絡調整を行うこと。

(2) 都道府県知事等と国の機関等の連絡調整

都道府県知事(委任都道府県知事にあっては、指定情報処理機関。以下(2)及び(3)において同じ。)及び都道府県サーバ又は指定情報処理機関サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における国の機関等は、既設ネットワークとの接続状況について相互に連絡調整を行うこと。また、都道府県知事及び国の機関等は、それぞれの既設ネットワークにおいて個人情報の漏えいのおそれがある場合は、相互に連絡調整を行うこと。

び指定認証機関の使用に係る電子計算機と既設ネットワークを接続する場合を含む。)は、既設ネットワークにおいて、次のようなセキュリティ対策を講ずること

(1)・(2) (略)

(3) ファイアウォールによる通信制御

既設ネットワークと住民基本台帳ネットワークシステム(機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における国の機関等の使用に係る電子計算機又は指定認証機関の使用に係る電子計算機を含む。以下(4)アにおいて同じ。)との間にファイアウォールを設置し、住民基本台帳ネットワークシステム上の処理(認証業務に必要な処理を含む。)又は住民記録システム上の処理(認証業務に必要な処理を含む。)に係る通信のみが可能となるよう通信制御を行うこと。

(4)～(6) (略)

2 既設ネットワークとの接続状況についての連絡調整

(1) 都道府県知事、市町村長及び機構の連絡調整

都道府県知事、市町村長及び機構は、既設ネットワークとの接続状況について相互に連絡調整を行うこと。また、都道府県知事、市町村長及び機構は、それぞれの既設ネットワークにおいて個人情報の漏えいのおそれがある場合は、相互に連絡調整を行うこと。

(2) 機構と国の機関等の連絡調整

機構及び機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における国の機関等は、既設ネットワークとの接続状況について相互に連絡調整を行うこと。また、機構及び国の機関等は、それぞれの既設ネットワークにおいて個人情報の漏えいのおそれがある場合は、相互に連絡調整を行うこと。

(3) (略)

3 (略)

第6 住民基本台帳ネットワークシステムの運用

1 運用計画

(1) 処理の種類等の決定

都道府県知事、市町村長及び指定情報処理機関は、相互に密接な連携を図り、住民基本台帳ネットワークシステムにおける即時処理、日々処理等処理の種類及びその内容について定めること。

(2) 運用計画

都道府県知事、市町村長及び指定情報処理機関は、相互に密接な連携を図り、住民基本台帳ネットワークシステムの運用時間、業務開始手続等についての計画を定めること。

2～5 (略)

6 転入届の特例

(1)～(4)

(5) 最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届の受理及び審査

最初の転入届の受理に際しては、法第三〇条の四四第六項の規定により住民基本台帳カードの提出を受けた場合は、同項に規定する措置を講じ、これを返還すること。また、最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届の内容の審査は、転出地市町村長から通知された転出証明書情報に係る端末機画面又はプリンタ等から打ち出された書類を転入届と照合して行うこと。

(6) (略)

7 本人確認情報の通知及び記録

(1) 市町村長から都道府県知事への通知

市町村長が住民票の記載、消除又は法第七条第一号から第三号まで、第七号及び第一三号に掲げる事項（令第三〇条の二六第七項の規定により法第三〇条の五第一項の規定を読み替えて適用する場合にあっては、法第七条第一号に掲げる事項及び通称（令第三〇条の二六第一項に

(3) (略)

3 (略)

第6 住民基本台帳ネットワークシステムの運用

1 運用計画

(1) 処理の種類等の決定

都道府県知事、市町村長及び機構は、相互に密接な連携を図り、住民基本台帳ネットワークシステムにおける即時処理、日々処理等処理の種類及びその内容について定めること。

(2) 運用計画

都道府県知事、市町村長及び機構は、相互に密接な連携を図り、住民基本台帳ネットワークシステムの運用時間、業務開始手続等についての計画を定めること。

2～5 (略)

6 転入届の特例

(1)～(4)

(5) 最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届の受理及び審査

最初の転入届の受理に際しては、法第三〇条の四四第五項の規定により住民基本台帳カードの提出を受けた場合は、同条第六項に規定する措置を講じ、これを返還すること。また、最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届の内容の審査は、転出地市町村長から通知された転出証明書情報に係る端末機画面又はプリンタ等から打ち出された書類を転入届と照合して行うこと。

(6) (略)

7 本人確認情報の通知及び記録

(1) 市町村長から都道府県知事への通知

市町村長が住民票の記載、消除又は法第七条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第一三号に掲げる事項（令第三〇条の二六第七項の規定により法第三〇条の六第一項の規定を読み替えて適用する場合にあっては、法第七条第一号に掲げる事項及び通称（令第三〇条の二六第一

規定する通称をいう。)並びに法第七条第二号、第三号、第七号及び第一三号に掲げる事項とする。同条第七号に掲げる事項については、住所とする。)の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合は、翌運用日の業務開始までに、住民記録システムから電気通信回線又は磁気ディスクを介して(住民記録システムを有しない市町村にあっては、本人確認情報の手入力により)、本人確認情報をコミュニケーションサーバに記録し、都道府県知事に電気通信回線を通じて送信すること。

(2) (略)

(3) 委任都道府県知事から指定情報処理機関への通知
市町村長から本人確認情報の通知を受け、都道府県サーバに本人確認情報を記録した委任都道府県知事は、速やかに、当該本人確認情報を指定情報処理機関に電気通信回線を通じて送信すること。

(4) 指定情報処理機関における本人確認情報の記録
指定情報処理機関は、委任都道府県知事から本人確認情報の通知を受けた場合、指定情報処理機関サーバに本人確認情報を記録すること。この場合において、通知された本人確認情報に基づいて磁気ディスクに当該本人確認情報が確実に記録されたことを更新件数リスト等により確認すること。

8 本人確認情報の消去

(1) 市町村長における本人確認情報の消去

市町村長は、コミュニケーションサーバにおける本人確認情報について、当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報が記録された日から起算して五年を経過する日までの期間(住民票の消除が行われたことにより記録された本人確認情報にあっては、当該本人確認情報が記録された日から起算して五年を経過する日までの期間)経過後遅滞なく、当該本人確認情報を確実に消去すること。

(2) 都道府県知事又は指定情報処理機関における本人確認情報の消去

都道府県知事又は指定情報処理機関は、都道府県サーバ又は指定情報処理機関サーバにおける本人確認情報につい

項に規定する通称をいう。)並びに法第七条第二号、第三号、第七号、第八号の二及び第一三号に掲げる事項とする。同条第七号に掲げる事項については、住所とする。)の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合は、翌運用日の業務開始までに、住民記録システムから電気通信回線又は磁気ディスクを介して(住民記録システムを有しない市町村にあっては、本人確認情報の手入力により)、本人確認情報をコミュニケーションサーバに記録し、都道府県知事に電気通信回線を通じて送信すること。

(2) (略)

(3) 都道府県知事から機構への通知
市町村長から本人確認情報の通知を受け、都道府県サーバに本人確認情報を記録した都道府県知事は、速やかに、当該本人確認情報を機構に電気通信回線を通じて送信すること。

(4) 機構における本人確認情報の記録
機構は、都道府県知事から本人確認情報の通知を受けた場合、機構サーバに本人確認情報を記録すること。この場合において、通知された本人確認情報に基づいて磁気ディスクに当該本人確認情報が確実に記録されたことを更新件数リスト等により確認すること。

8 都道府県知事、機構又は市町村長における本人確認情報の消去

都道府県知事、機構又は市町村長は、都道府県サーバ、機構サーバ又はコミュニケーションサーバにおける本人確認情報について、令第三〇条の六、令第三〇条の七又は令第三四条第三項に規定する期間経過後遅滞なく、当該本人確認情報を確実に消去すること。

て、令第三〇条の六又は令第三〇条の一に規定する期間経過後遅滞なく、当該本人確認情報を確実に消去すること

9 [○] 本人確認情報等の提供等

(1) 国の機関等に対する本人確認情報の提供

ア 都道府県知事（委任都道府県知事にあつては、指定情報処理機関）は、国の機関等に対し、本人確認情報の提供を行う場合は、あらかじめ、本人確認情報の提供の具体的方法、本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の本人確認情報の適切な管理のための措置等について、国の機関等と協議して定めること。

イ 国の機関等は、本人確認情報の提供を受けるに際しては、職員に対し住民基本台帳ネットワークシステムの操作及びセキュリティ対策についての教育及び研修を実施すること、磁気ディスクにより本人確認情報を送付する場合において盗難等の防止のための措置を講ずること、本人確認情報を取り扱う者を限定すること、大量の本人確認情報を取り扱う際には責任者の承認を得ること、本人確認情報の取扱い等について委託を行う場合は第4の10と同様の措置を講ずること、本人確認情報の保存を行う必要がある期間経過後遅滞なく、当該本人確認情報を確実に消去すること等、本人確認情報の適切な管理のための措置を講ずること。

ウ 都道府県知事（委任都道府県知事にあつては、指定情報処理機関）は、必要に応じ、国の機関等に対し、提供を行った本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。また、委任都道府県知事は、必要に応じ、指定情報処理機関を経由して、国の機関等に対し、指定情報処理機関が提供を行った当該都道府県の住民に係る本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該本人確認情報の適切な管理のための措置の実施につい

9 本人確認情報等の提供等

(1) 国の機関等に対する本人確認情報の提供

ア 機構は、国の機関等に対し、機構保存本人確認情報の提供を行う場合は、あらかじめ、機構保存本人確認情報の提供の具体的方法、機構保存本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の機構保存本人確認情報の適切な管理のための措置等について、国の機関等と協議して定めること。

イ 国の機関等は、機構保存本人確認情報の提供を受けるに際しては、職員に対し住民基本台帳ネットワークシステムの操作及びセキュリティ対策についての教育及び研修を実施すること、磁気ディスクにより機構保存本人確認情報を送付する場合において盗難等の防止のための措置を講ずること、機構保存本人確認情報を取り扱う者を限定すること、大量の機構保存本人確認情報を取り扱う際には責任者の承認を得ること、機構保存本人確認情報の取扱い等について委託を行う場合は第4の10と同様の措置を講ずること、機構保存本人確認情報の保存を行う必要がある期間経過後遅滞なく、当該機構保存本人確認情報を確実に消去すること等、機構保存本人確認情報の適切な管理のための措置を講ずること

ウ 機構は、必要に応じ、国の機関等に対し、提供を行った機構保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該機構保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。また、通知都道府県（法第三〇条の一〇に規定する通知都道府県をいう。以下同じ。）を統括する都道府県知事（以下「通知都道府県知事」という。）は、必要に応じ、機構を経由して、国の機関等に対し、機構が提供を行った当該都道府県の住民に係る機構保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を

て要請を行うこと。

エ 市町村長は、必要に応じ、都道府県知事（指定情報処理機関が本人確認情報の提供を行った場合は、都道府県知事及び指定情報処理機関）を経由して、国の機関等に対し、都道府県知事又は指定情報処理機関が提供を行った当該市町村の住民に係る本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

(2) 区域内の市町村の執行機関等に対する本人確認情報の提供

ア 都道府県知事又は指定情報処理機関は、必要に応じ、区域内の市町村の執行機関等（当該都道府県の区域内の市町村の執行機関、他の都道府県の執行機関又は他の都道府県の区域内の市町村の執行機関をいう。以下同じ。）に対し、提供を行った本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。また、委任都道府県知事は、必要に応じ、指定情報処理機関を経由して、区域内の市町村の執行機関等に対し、指定情報処理機関が提供を行った当該都道府県の住民に係る本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

イ 市町村長は、必要に応じ、都道府県知事（指定情報処理機関が本人確認情報の提供を行った場合は、都道府県知事及び指定情報処理機関）を経由して、区域内の市町村の執行機関等に対し、都道府県知事又は指定情報処理機関が提供を行った当該市町村の住民に係る本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

(3) (略)

求め、当該機構保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

エ 市町村長は、必要に応じ、通知都道府県知事及び機構を経由して、国の機関等に対し、機構が提供を行った当該市町村の住民に係る機構保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該機構保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

(2) 区域内の市町村の執行機関等に対する本人確認情報の提供

ア 都道府県知事又は機構は、必要に応じ、区域内の市町村の執行機関等（当該都道府県の区域内の市町村の執行機関、他の都道府県の執行機関又は他の都道府県の区域内の市町村の執行機関をいう。以下同じ。）に対し、提供を行った本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。また、都道府県知事は、必要に応じ、機構を経由して、区域内の市町村の執行機関等に対し、機構が提供を行った当該都道府県の住民に係る機構保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該機構保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

イ 市町村長は、必要に応じ、都道府県知事（機構が本人確認情報の提供を行った場合は、都道府県知事及び機構）を経由して、区域内の市町村の執行機関等に対し、都道府県知事又は機構が提供を行った当該市町村の住民に係る本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

(3) (略)

(4) 都道府県知事の本人確認情報の利用等

ア 都道府県知事は、必要に応じ、当該都道府県の執行機関（都道府県知事を除く。）に対し、提供を行った本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

イ 市町村長は、必要に応じ、都道府県知事に対し、都道府県知事が利用した当該市町村の住民に係る本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。また、市町村長は、必要に応じ、都道府県知事を経由して、当該都道府県の執行機関（都道府県知事を除く。）に対し、都道府県知事が提供を行った当該市町村の住民に係る本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

(新設)

(5) 都道府県知事の本人確認情報の提供又は利用の状況に係る情報の保存

ア 都道府県知事は、自己に係る本人確認情報の提供又は利用の状況に関する情報の開示請求に適切に対応するた

(4) 都道府県知事の本人確認情報の利用等

ア 都道府県知事は、必要に応じ、当該都道府県の執行機関（都道府県知事を除く。）に対し、提供を行った都道府県知事保存本人確認情報（法第三〇条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該都道府県知事保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

イ 市町村長は、必要に応じ、都道府県知事に対し、都道府県知事が利用した当該市町村の住民に係る都道府県知事保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該都道府県知事保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。また、市町村長は、必要に応じ、都道府県知事を経由して、当該都道府県の執行機関（都道府県知事を除く。）に対し、都道府県知事が提供を行った当該市町村の住民に係る都道府県知事保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該都道府県知事保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

(5) 機構保存本人確認情報の利用

ア 都道府県知事は、必要に応じ、機構に対し、機構が利用した当該都道府県の住民に係る機構保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該機構保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

イ 市町村長は、必要に応じ、機構に対し、機構が利用した当該市町村の住民に係る機構保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該機構保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

(6) 都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報の提供又は利用の状況に係る情報の保存

ア 都道府県知事は、都道府県知事保存本人確認情報の提供又は利用の状況に関する情報の開示請求に適切に対応

め、国の機関等、区域内の市町村の執行機関等若しくは当該都道府県の執行機関（都道府県知事を除く。）に対し本人確認情報の提供を行った場合又は本人確認情報を利用した場合は、個人ごとの本人確認情報の提供又は利用の状況に係る情報を必要な期間保存すること。

イ 委任都道府県知事は、自己に係る本人確認情報の提供の状況に関する情報の開示請求に適切に対応するため、指定情報処理機関に対し、指定情報処理機関が国の機関等又は区域内の市町村の執行機関等に対し本人確認情報の提供を行った場合における個人ごとの本人確認情報の提供の状況について報告を求め、当該提供の状況に係る情報を保存すること。この場合において、指定情報処理機関は、委任都道府県知事に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、当該提供の状況に係る情報の通知を行うことができること。

ウ 都道府県知事は、ア及びイの情報の提供について、保存を行う必要がある期間経過後遅滞なく、確実に消去すること。

(6) 指定認証機関に対する異動等情報の提供

ア 都道府県知事又は指定情報処理機関は、指定認証機関に対し、異動等情報の提供を行う場合は、あらかじめ、異動等情報の提供の具体的方法、異動等情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の異動等情報の適切な管理のための措置等について、指定認証機関と協議して定めること。

イ （略）

ウ 都道府県知事又は指定情報処理機関は、必要に応じ、指定認証機関に対し、提供を行った当該都道府県の住民に係る異動等情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該異動等情報の適切な管理のための実施について要請を行うこと。

また、委任都道府県知事は、必要に応じ、指定情報処理機関を経由して、指定認証機関に対し、指定情報処理機関が提供を行った当該都道府県の住民に係る異動等情

するため、区域内の市町村の執行機関等若しくは当該都道府県の執行機関（都道府県知事を除く。）に対し都道府県知事保存本人確認情報の提供を行った場合又は都道府県知事保存本人確認情報を利用した場合は、個人ごとの都道府県知事保存本人確認情報の提供又は利用の状況に係る情報を必要な期間保存すること。

イ 機構は、機構保存本人確認情報の提供又は利用の状況に関する情報の開示請求に適切に対応するため、機構が国の機関等又は区域内の市町村の執行機関等に対し機構保存本人確認情報の提供を行った場合又は機構保存本人確認情報を利用した場合は、個人ごとの機構保存本人確認情報の提供又は利用の状況に係る情報を必要な期間保存すること。

ウ 都道府県知事又は機構は、ア又はイの情報の提供について、保存を行う必要がある期間経過後遅滞なく、確実に消去すること。

(7) 指定認証機関に対する異動等情報の提供

ア 都道府県知事又は機構は、指定認証機関に対し、異動等情報の提供を行う場合は、あらかじめ、異動等情報の提供の具体的方法、異動等情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の異動等情報の適切な管理のための措置等について、指定認証機関と協議して定めること。

イ （略）

ウ 都道府県知事又は機構は、必要に応じ、指定認証機関に対し、提供を行った当該都道府県の住民に係る異動等情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該異動等情報の適切な管理のための実施について要請を行うこと。

また、都道府県知事は、必要に応じ、機構を経由して、指定認証機関に対し、機構が提供を行った当該都道府県の住民に係る異動等情報の適切な管理のための措置の

報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該異動等情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

エ 市町村長は、必要に応じ、都道府県知事（指定情報処理機関が異動等情報の提供を行った場合は、都道府県知事及び指定情報処理機関）を経由して、指定認証機関に対し、都道府県知事又は指定情報処理機関が提供を行った異動等情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該異動等情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

実施状況について報告を求め、当該異動等情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

エ 市町村長は、必要に応じ、都道府県知事（機構が異動等情報の提供を行った場合は、都道府県知事及び機構）を経由して、指定認証機関に対し、都道府県知事又は機構が提供を行った異動等情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該異動等情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号） 新旧対照表（平成28年1月1日施行分）

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
第1 用語の定義 1 住民基本台帳ネットワークシステム コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ、機構サーバ、認証業務連携サーバ、端末機、電気通信関係装置（ファイアウォールを含む。以下同じ。）、電気通信回線、プログラム等により構成され、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四二年法律第八一号。以下「法」という。）第三〇条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知し、都道府県知事が本人確認情報を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に通知し、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務を処理し、<u>住民基本台帳カード（法第三〇条の四四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）を発行し、並びに市町村長、都道府県知事及び機構が本人確認情報の記録、保存及び提供を行い、法第三〇条の一五第三項若しくは第四項の通知があった旨の情報（以下「異動等情報」という。）の提供を行うためのシステム</u> 2 コミュニケーションサーバ 転入通知（法第九条第一項の規定による通知をいう。以下同じ。）、住民票の写しの交付の特例（法第一二条の四の規定による住民票の写しの交付をいう。以下同じ。）、戸籍の附票記載事項通知（法第一九条第一項の規定による通知をいう。以下同じ。）及び転入届の特例（法第二四条の二の規定による<u>住民基本台帳カード</u>の交付を受けている者等に関する届出の特例をいう。以下同じ。）のために必要な情報を市町村長間で通知し、都道府県知事に本人確認情報の通知及び転出確定通知（住民基本台帳法施行令（昭和四二年政令第二九二号。以下「令」という。）第一三条第三項の規定による通	第1 用語の定義 1 住民基本台帳ネットワークシステム コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ、機構サーバ、認証業務連携サーバ、端末機、電気通信関係装置（ファイアウォールを含む。以下同じ。）、電気通信回線、プログラム等により構成され、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四二年法律第八一号。以下「法」という。）第三〇条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知し、都道府県知事が本人確認情報を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に通知し、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務を処理し、並びに市町村長、都道府県知事及び機構が本人確認情報の記録、保存及び提供を行うためのシステム 2 コミュニケーションサーバ 転入通知（法第九条第一項の規定による通知をいう。以下同じ。）、住民票の写しの交付の特例（法第一二条の四の規定による住民票の写しの交付をいう。以下同じ。）、戸籍の附票記載事項通知（法第一九条第一項の規定による通知をいう。以下同じ。）及び転入届の特例（法第二四条の二の規定による<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）</u>の交付を受けている者等に関する届出の特例をいう。以下同じ。）のために必要

知をいう。以下同じ。)を行い、並びに機構に個人番号とすべき番号の生成(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二五年法律第二七号。以下「番号利用法」という。))第八条第一項の規定による個人番号とすべき番号の生成をいう。以下同じ。)のために必要な情報を通知し、及び機構から個人番号とすべき番号の通知(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二六年政令第一五五号。以下「番号利用法施行令」という。))第九条の規定による通知をいう。以下同じ。)を受け、又は住民基本台帳カードを発行するための市町村長の使用に係る電子計算機

3 (略)

4 (略)

5 認証業務連携サーバ

都道府県知事が電子証明書(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成一四年法律第一五三号。以下「公的個人認証法」という。))第三条第一項に規定する電子証明書をいう。以下同じ。)の発行を受けている者に係る異動等情報を利用し、又は機構が指定認証機関(同法第三四条第一項に規定する指定認証機関をいう。以下同じ。)に対し、電子証明書の発行を受けている者に係る異動等情報の提供を行うための都道府県知事若しくは機構の使用に係る電子計算機

な情報を市町村長間で通知し、都道府県知事に本人確認情報の通知及び転出確定通知(住民基本台帳法施行令(昭和四二年政令第二九二号。以下「令」という。))第一三条第三項の規定による通知をいう。以下同じ。)を行い、並びに機構に個人番号とすべき番号の生成(番号利用法第八条第一項の規定による個人番号とすべき番号の生成をいう。以下同じ。)のために必要な情報を通知し、機構から個人番号とすべき番号の通知(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二六年政令第一五五号。以下「番号利用法施行令」という。))第九条の規定による通知をいう。以下同じ。)を受け、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成二六年総務省令第八五号。以下「番号利用法総務省令」という。))第三五条第二号及び第七号に掲げる事務に係る情報を機構との間で通知し、及び認証業務(電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成一四年法律第一五三号。以下「公的個人認証法」という。))第二条第三項に規定する認証業務をいう。以下同じ。)の実施のために必要な情報を機構との間で通知するための市町村長の使用に係る電子計算機

3 (略)

4 (略)

5 認証業務連携サーバ

機構が電子証明書(公的個人認証法第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び同法第二二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。)の発行を受けている者に係る機構保存本人確認情報(法第三〇条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)のうち個人番号以外のものを利用するための機構の使用に係る電子計算機

6 カード管理システムサーバ

6～13 (略)

第2 (略)

第3 住民基本台帳ネットワークシステムの環境及び設備

1・2 (略)

3 ネットワークの設備及び構造

(1) 専用回線の使用

電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ及び機構サーバを結ぶ電気通信回線は、専用回線（接続先が固定されており、所定の伝送速度が保証されている回線をいう。以下同じ。）を使用すること。また、国の機関等（法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人をいう。以下同じ。）に機構保存本人確認情報（法第三〇条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）を提供するために機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を結ぶこととした場合又は指定認証機関に異動等情報を提供するために認証業務連携サーバと指定認証機関の使用に係る電子計算機を結ぶこととした場合における電気通信回線は、専用回線を使用すること。

(2)・(3) (略)

第4 住民基本台帳ネットワークシステムの管理

1・2 (略)

3 (1)～(3) (略)

(4) 通信相手相互の認証

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ又は機構サーバそれぞれの間の通信については、通信相手相互の認証を行うこと。また、機構サーバから国の機関等に機構保存本人確認情報を提供し、又は認証業務連携サーバから指定認証機関に異動等情報を提供するための通信についても、

市町村長から委任された番号利用法総務省令第三五条第二号及び第七号に掲げる事務を処理するための機構の使用に係る電子計算機

7～14 (略)

第2 (略)

第3 住民基本台帳ネットワークシステムの環境及び設備

1・2 (略)

3 ネットワークの設備及び構造

(1) 専用回線の使用

電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ及び機構サーバを結ぶ電気通信回線は、専用回線（接続先が固定されており、所定の伝送速度が保証されている回線をいう。以下同じ。）を使用すること。また、国の機関等（法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人をいう。以下同じ。）に機構保存本人確認情報を提供するために機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を結ぶこととした場合における電気通信回線、コミュニケーションサーバ及び機構サーバとカード管理システムサーバを結ぶ電気通信回線又はコミュニケーションサーバと機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機を結ぶ電気通信回線は、専用回線を使用すること。

(2)・(3) (略)

第4 住民基本台帳ネットワークシステムの管理

1・2 (略)

3 (1)～(3) (略)

(4) 通信相手相互の認証

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ又は機構サーバそれぞれの間の通信については、通信相手相互の認証を行うこと。また、機構サーバから国の機関等に機構保存本人確認情報を提供するための通信、コミュニケーションサーバ若しくは機構サーバとカード管理システムサーバと

通信相手相互の認証を行うこと。

(5) データの暗号化

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ又は機構サーバそれぞれの間の通信については、交換するデータの暗号化を実施すること。また、機構サーバから国の機関等に機構保存本人確認情報を提供し、又は認証業務連携サーバから指定認証機関に異動等情報を提供するためのデータの交換についても、データの暗号化を実施すること。

(6)・(7) (略)

4 (略)

5 電子計算機の管理

(1) 秘密鍵の厳重な管理

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ、機構サーバ及び認証業務連携サーバにおいて、通信相手相互の認証及び送受信するデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。また、機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機との間で電気通信回線又は磁気ディスクによりデータを交換する場合における国の機関等の使用に係る電子計算機又は指定認証機関の使用に係る電子計算機においても、通信相手相互の認証又はデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

(2) 他のソフトウェアの作動禁止

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ、機構サーバ及び認証業務連携サーバでは、住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア（番号利用法第八条第三項に規定する電子情報処理組織に係るソフトウェアを含む。）以外のソフトウェアを作動させないこと。また、機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算

の間の通信又はコミュニケーションサーバと機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機との間の通信についても、通信相手相互の認証を行うこと。

(5) データの暗号化

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ又は機構サーバそれぞれの間の通信については、交換するデータの暗号化を実施すること。また、機構サーバから国の機関等に機構保存本人確認情報を提供するためのデータの交換、コミュニケーションサーバ若しくは機構サーバとカード管理システムサーバとの間の通信又はコミュニケーションサーバと機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機との間の通信についても、交換するデータの暗号化を実施すること。

(6)・(7) (略)

4 (略)

5 電子計算機の管理

(1) 秘密鍵の厳重な管理

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ及び機構サーバにおいて、通信相手相互の認証及び送受信するデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。また、機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機との間で電気通信回線又は磁気ディスクによりデータを交換する場合における国の機関等の使用に係る電子計算機、カード管理システム又は機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機においても、通信相手相互の認証又はデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

(2) 他のソフトウェアの作動禁止

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ及び機構サーバでは、住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア（番号利用法第八条第三項に規定する電子情報処理組織に係るソフトウェアを含む。）以外のソフトウェアを作動させないこと。また、機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機との間で電気通信回

機との間で電気通信回線又は磁気ディスクによりデータを交換する場合における国の機関等の使用に係る電子計算機又は指定認証機関の使用に係る電子計算機においても、住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア（認証業務（公的個人認証法第二条第二項に規定する認証業務をいう。以下同じ。）に必要なソフトウェアを含む。）以外のソフトウェアを作動させないこと。

6～10 （略）

第5 既設ネットワークとの接続等

1 既設ネットワークとの接続条件

住民記録システムとの接続、端末機の設置等のため、住民基本台帳ネットワークシステムと既設ネットワークとを接続する場合（機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における国の機関等の使用に係る電子計算機と既設ネットワークを接続する場合及び指定認証機関の使用に係る電子計算機と既設ネットワークを接続する場合を含む。）は、既設ネットワークにおいて、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

(1)・(2) （略）

(3) ファイアウォールによる通信制御

既設ネットワークと住民基本台帳ネットワークシステム（機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における国の機関等の使用に係る電子計算機又は指定認証機関の使用に係る電子計算機を含む。以下(4)アにおいて同じ。）との間にファイアウォールを設置し、住民基本台帳ネットワークシステム上の処理（認証業務に必要な処理を含む。）又は住民記録システム上の処理（認証業務に必要な処理を含む。）に係る通信のみが可能となるよう通信制御を行うこと。

線又は磁気ディスクによりデータを交換する場合における国の機関等の使用に係る電子計算機、認証業務連携サーバ、カード管理システムサーバ又は機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機においても、住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア（認証業務並びに通知カード及び個人番号カードに係る業務に必要なソフトウェアを含む。）以外のソフトウェアを作動させないこと。

6～10 （略）

第5 既設ネットワークとの接続等

1 既設ネットワークとの接続条件

住民記録システムとの接続、端末機の設置等のため、住民基本台帳ネットワークシステムと既設ネットワークとを接続する場合（機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における国の機関等の使用に係る電子計算機と既設ネットワークを接続する場合、機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機と既設ネットワークを接続する場合及びカード管理システムサーバと既設ネットワークを接続する場合を含む。）は、既設ネットワークにおいて、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

(1)・(2) （略）

(3) ファイアウォールによる通信制御

既設ネットワークと住民基本台帳ネットワークシステム（機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における国の機関等の使用に係る電子計算機、機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機又はカード管理システムサーバを含む。以下(4)アにおいて同じ。）との間にファイアウォールを設置し、住民基本台帳ネットワークシステム上の処理（認証業務並びに通知カード及び個人番号カードに係る業務に必要な処理を含む。）又は住民記録システム上の処理（認証業務並びに通知カード及び個人番号カードに係る業務に必要な処理を含む。）に係る通信のみが可能となるよう通信制御を行うこと。

(4)～(6) (略)

2 既設ネットワークとの接続状況についての連絡調整

(1)～(2) (略)

(3) 都道府県知事等と指定認証機関の連絡調整

都道府県知事及び指定認証機関は、既設ネットワークとの接続状況について相互に連絡調整を行うこと。また、都道府県知事及び指定認証機関は、それぞれの既設ネットワークにおいて個人情報の漏えいのおそれがある場合は、相互に連絡調整を行うこと。

3 認証業務に係る受付窓口端末の設置

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムと認証業務に係る受付窓口端末（認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成一五年総務省告示第七〇六号）第一条第一号に規定する受付窓口端末をいう。以下同じ。）を接続する場合には、当該受付窓口端末は、第5の1(3)に基づき設置するファイアウォールを介して住民基本台帳ネットワークシステムと接続する既設ネットワーク上に設置すること。

(2) 市町村長は、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準第三条に規定する方法で端末機から受付窓口端末に対しデータの送付を行うに際し、電気通信回線を通じてデータの送付を行う場合は、当該端末機は、(1)の既設ネットワークに設置すること。

第6 住民基本台帳ネットワークシステムの運用

1～3 (略)

4 住民票の写しの交付の特例

(1) 住民票の写しの交付の特例に係る請求があった旨の通知

請求書により、住民票の写しの交付の特例に係る請求があった場合には、請求を受けた市町村長（(2)及び(3)において「交付地市町村長」という。）は、住民基本台帳カード又は住民基本台帳法施行規則（平成一一年自治省令第三五号）第四条第二項に規定する書類により本人確認を行い、令第一五条の三第一項に規定する事項をコ

(4)～(6) (略)

2 既設ネットワークとの接続状況についての連絡調整

(1)～(2) (略)

(削除)

(削除)

第6 住民基本台帳ネットワークシステムの運用

1～3 (略)

4 住民票の写しの交付の特例

(1) 住民票の写しの交付の特例に係る請求があった旨の通知

請求書により、住民票の写しの交付の特例に係る請求があった場合には、請求を受けた市町村長（(2)及び(3)において「交付地市町村長」という。）は、個人番号カード又は住民基本台帳法施行規則（平成一一年自治省令第三五号）第四条第二項に規定する書類により本人確認を行い、令第一五条の三第一項に規定する事項をコミュ

コミュニケーションサーバに入力し、これを請求した者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（(2)において「住所地市町村長」という。）に通知すること。

(2)～(4) (略)

5 (略)

6 転入届の特例

(1) 住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する転出届の受理及び審査

住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する転出届の受理に際しては、コミュニケーションサーバの端末機から検索する等により住民基本台帳カードの保有の確認を行うこと。また、住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する転出届の内容の審査は、必要に応じ、住民記録システムの端末機画面又は住民票に記録されている事項を記載した書類と照合して行うこと。

(2) 転出証明書情報の登録

令第二四条の三第一号から第七号までに規定する事項（同条第七号に規定する事項（(2)において「カード管理情報」という。）については、住民基本台帳カードの交付を受けている者に限る。（4）及び(5)において「転出証明書情報」という。）のうち同条第一号から第六号までに規定する事項については、住民票の異動処理に基づき、住民記録システムから電気通信回線又は磁気ディスクを介して（住民記録システムを有しない市町村にあっては、手入力により）コミュニケーションサーバに入力することとし、カード管理情報については、コミュニケーションサーバにおいて編集すること。

(3)・(4) (略)

(5) 最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届の受理及び審査

最初の転入届の受理に際しては、法第三〇条の四第四項の規定により住民基本台帳カードの提出を受けた場合は、同条第六項に規定する措置を講じ、これを返還すること。また、最初の転入届又は最初の世帯員に関する

コミュニケーションサーバに入力し、これを請求した者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（(2)において「住所地市町村長」という。）に通知すること

(2)～(4) (略)

5 (略)

6 転入届の特例

(1) 個人番号カードの交付を受けている者等に関する転出届の受理及び審査

個人番号カードの交付を受けている者等に関する転出届の受理に際しては、コミュニケーションサーバの端末機から検索する等により個人番号カードの保有の確認を行うこと。また、個人番号カードの交付を受けている者等に関する転出届の内容の審査は、必要に応じ、住民記録システムの端末機画面又は住民票に記録されている事項を記載した書類と照合して行うこと。

(2) 転出証明書情報の登録

令第二四条の三第一号から第七号までに規定する事項（同条第七号に規定する事項（(2)において「カード管理情報」という。）については、個人番号カードの交付を受けている者に限る。（4）及び(5)において「転出証明書情報」という。）のうち同条第一号から第六号までに規定する事項については、住民票の異動処理に基づき、住民記録システムから電気通信回線又は磁気ディスクを介して（住民記録システムを有しない市町村にあっては、手入力により）コミュニケーションサーバに入力することとし、カード管理情報については、コミュニケーションサーバにおいて編集すること。

(3)・(4) (略)

(5) 最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届の受理及び審査

最初の転入届の受理に際しては、番号利用法第一七条第二項の規定により個人番号カードの提出を受けた場合は、同条第三項に規定する措置を講じ、これを返還すること。また、最初の転入届又は最初の世帯員に関する転

転入届の内容の審査は、転出地市町村長から通知された転出証明書情報に係る端末機画面又はプリンタ等から打ち出された書類を転入届と照合して行うこと。

(6) (略)

7・8 (略)

9 本人確認情報等の提供等

(1)～(6) (略)

(7) 指定認証機関に対する異動等情報の提供

ア 都道府県知事又は機構は、指定認証機関に対し、異動等情報の提供を行う場合は、あらかじめ、異動等情報の提供の具体的方法、異動等情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の異動等情報の適切な管理のための措置等について、指定認証機関と協議して定めること。

イ 指定認証機関は、異動等情報の提供を受けるに際しては、職員に対しセキュリティ対策についての教育及び研修を実施すること、異動等情報を取り扱う者を限定すること、異動等情報の取扱い等について委託を行う場合は第4の10と同様の措置を講ずること、異動等情報を確実に消去すること等、異動等情報の適切な管理のための措置を講ずること。

ウ 都道府県知事又は機構は、必要に応じ、指定認証機関に対し、提供を行った当該都道府県の住民に係る異動等情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該異動等情報の適切な管理のための実施について要請を行うこと。

また、都道府県知事は、必要に応じ、機構を経由して、指定認証機関に対し、機構が提供を行った当該都道府県の住民に係る異動等情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該異動等情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

エ 市町村長は、必要に応じ、都道府県知事（機構が異動等情報の提供を行った場合は、都道府県知事及び機構）を経由して、指定認証機関に対し、都道府県知事又は機構が提供を行った異動等情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該異動等情報の適切

入届の内容の審査は、転出地市町村長から通知された転出証明書情報に係る端末機画面又はプリンタ等から打ち出された書類を転入届と照合して行うこと。

(6) (略)

7・8 (略)

9 本人確認情報の提供等

(1)～(6) (略)

(削除)

な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号） 新旧対照表（平成29年1月（予定）施行分）

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
第1 用語の定義 1 住民基本台帳ネットワークシステム コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ、機構サーバ、認証業務連携サーバ、端末機、電気通信関係装置（ファイアウォールを含む。以下同じ。）、電気通信回線、プログラム等により構成され、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四二年法律第八一号。以下「法」という。）第三〇条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知し、都道府県知事が本人確認情報を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に通知し、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務を処理し、並びに市町村長、都道府県知事及び機構が本人確認情報の記録、保存及び提供を行うためのシステム 2 コミュニケーションサーバ 転入通知（法第九条第一項の規定による通知をいう。以下同じ。）、住民票の写しの交付の特例（法第一二条の四の規定による住民票の写しの交付をいう。以下同じ。）、戸籍の附票記載事項通知（法第一九条第一項の規定による通知をいう。以下同じ。）及び転入届の特例（法第二四条の二の規定による個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている者等に関する届出の特例をいう。以下同じ。）のために必要な情報を市町村長間で通知し、都道府県知事に本人確認情報の通知及び転出確定通知（住民基本台帳法施行令（昭和四二年政令第二九二号。以下「令」という。）第一三条第三項の	第1 用語の定義 1 住民基本台帳ネットワークシステム コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ、機構サーバ、<u>認証業務連携サーバ、情報提供ネットワークシステム等連携サーバ</u>、端末機、電気通信関係装置（ファイアウォールを含む。以下同じ。）、電気通信回線、プログラム等により構成され、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四二年法律第八一号。以下「法」という。）第三〇条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知し、都道府県知事が本人確認情報を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に通知し、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務を処理し、並びに市町村長、都道府県知事及び機構が本人確認情報の記録、保存及び提供を行うためのシステム 2 コミュニケーションサーバ 転入通知（法第九条第一項の規定による通知をいう。以下同じ。）、住民票の写しの交付の特例（法第一二条の四の規定による住民票の写しの交付をいう。以下同じ。）、戸籍の附票記載事項通知（法第一九条第一項の規定による通知をいう。以下同じ。）及び転入届の特例（法第二四条の二の規定による個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている者等に関する届出の特例をいう。以下同じ。）のために必要な情報を市町村長間で通知し、都道府県知事に本人確認情報の通知及び転出確定通知（住民基本台帳法施行令（昭和四二年政令第二九二号。以下「令」という。）第一三条第三項の

規定による通知をいう。以下同じ。)を行い、並びに機構に個人番号とすべき番号の生成(番号利用法第八条第一項の規定による個人番号とすべき番号の生成をいう。以下同じ。)のために必要な情報を通知し、及び機構から個人番号とすべき番号の通知(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二六年政令第一五五号。以下「番号利用法施行令」という。)第九条の規定による通知をいう。以下同じ。)を受け、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成二六年総務省令第八五号。以下「番号利用法総務省令」という。)第三五条第二号及び第七号に掲げる事務に係る情報を機構との間で通知し、及び認証業務(電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成一四年法律第一五三号。以下「公的個人認証法」という。)第二条第三項に規定する認証業務をいう。以下同じ。)の実施のために必要な情報の機構との間で通知するための市町村長の使用に係る電子計算機

3 都道府県サーバ

市町村長から本人確認情報の通知及び転出確定通知を受け、本人確認情報の記録、保存及び提供を行い、並びに機構に本人確認情報の通知を行うための都道府県知事の使用に係る電子計算機

4 機構サーバ

都道府県知事から本人確認情報の通知を受け、本人確認情報の記録、保存及び提供を行い、並びに市町村長から個人番号とすべき番号の生成のために必要な情報を受け、及び市町村長に個人番号とすべき番号を通知するための機構の使用に係る電子計算機

規定による通知をいう。以下同じ。)を行い、並びに機構に個人番号とすべき番号の生成(番号利用法第八条第一項の規定による個人番号とすべき番号の生成をいう。以下同じ。)のために必要な情報を通知し、及び機構から個人番号とすべき番号の通知(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二六年政令第一五五号。以下「番号利用法施行令」という。)第九条の規定による通知をいう。以下同じ。)を受け、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成二六年総務省令第八五号。以下「番号利用法総務省令」という。)第三五条第二号及び第七号に掲げる事務に係る情報を機構との間で通知し、認証業務(電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成一四年法律第一五三号。以下「公的個人認証法」という。)第二条第三項に規定する認証業務をいう。以下同じ。)の実施のために必要な情報の機構との間で通知し、及び機構に情報提供用個人識別符号(番号利用法施行令第二〇条第一項に規定する情報提供用個人識別符号をいう。以下同じ。))を取得するために必要な情報を通知するための市町村長の使用に係る電子計算機

3 都道府県サーバ

市町村長から本人確認情報の通知及び転出確定通知を受け、本人確認情報の記録、保存及び提供を行い、機構に本人確認情報の通知を行い、並びに機構に情報提供用個人識別符号を取得するために必要な情報を通知するための都道府県知事の使用に係る電子計算機

4 機構サーバ

都道府県知事から本人確認情報の通知を受け、本人確認情報の記録、保存及び提供を行い、市町村長から個人番号とすべき番号の生成のために必要な情報を受け、及び市町村長に個人番号とすべき番号を通知し、並びに情報照会者等(番号利用法施行令第二〇条第一項に規定する情報照会者等をいう。以下同じ。))から情報提供用個人識別符号を取得するため

5 (略)
(新設)

6 ～ 1 4 (略)

第2 (略)

第3 住民基本台帳ネットワークシステムの環境及び設備

1・2 (略)

3 ネットワークの設備及び構造

(1) 専用回線の使用

電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ及び機構サーバを結ぶ電気通信回線は、専用回線（接続先が固定されており、所定の伝送速度が保証されている回線をいう。以下同じ。）を使用すること。また、国の機関等（法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人をいう。以下同じ。）に機構保存本人確認情報（法第三〇条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）を提供するために機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を結ぶこととした場合における電気通信回線、コミュニケーションサーバ及び機構サーバとカード管理システムサーバを結ぶ電気通信回線又はコミュニケーションサーバと機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機を結ぶ電気通信回線は、専用回線を使用すること。

に必要な情報の通知を受けるための機構の使用に係る電子計算機

5 (略)

6 情報提供ネットワークシステム等連携サーバ

情報照会者等から情報提供用個人識別符号を取得するために必要な情報の通知を受け、若しくは情報提供等記録の開示の請求を行う者（番号利用法附則第六条第五項の規定による開示の請求を行う者をいう。以下同じ。）から当該開示の請求のために必要な情報の通知を受け、又は総務大臣に番号利用法施行令第二〇条第四項の規定に基づき 住民票コードを通知するための機構の使用に係る電子計算機

7 ～ 1 5 (略)

第2 (略)

第3 住民基本台帳ネットワークシステムの環境及び設備

1・2 (略)

3 ネットワークの設備及び構造

(1) 専用回線の使用

電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ及び機構サーバを結ぶ電気通信回線は、専用回線（接続先が固定されており、所定の伝送速度が保証されている回線をいう。以下同じ。）を使用すること。また、国の機関等（法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人をいう。以下同じ。）に機構保存本人確認情報（法第三〇条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）を提供するために機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を結ぶこととした場合における電気通信回線、コミュニケーションサーバ及び機構サーバとカード管理システムサーバを結ぶ電気通信回線、コミュニケーションサーバと機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機を結ぶ電気通信回線又は総務大臣に住民票コードを通知するために情報提供ネットワークシステム等連携サーバと総務大臣の使用に係る電子計算機を結ぶこととした場合における電気通信回線若しくは情報照会者等から情報提供用個人識別符号を取得するため

(2) 予備の回線の設置

通信が途絶しないようにするため、コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ及び機構サーバを結ぶ電気通信回線には、予備の回線を設けること。

(3) (略)

第4 住民基本台帳ネットワークシステムの管理

1・2 (略)

3 (1)～(3) (略)

(4) 通信相手相互の認証

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ又は機構サーバそれぞれの間の通信については、通信相手相互の認証を行うこと。また、機構サーバから国の機関等に機構保存本人確認情報を提供するための通信、コミュニケーションサーバ若しくは機構サーバとカード管理システムサーバとの間の通信又はコミュニケーションサーバと機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機との間の通信についても、通信相手相互の認証を行うこと。

に必要な情報の通知を受けるために情報照会者等の使用に係る電子計算機と機構サーバ若しくは情報提供ネットワークシステム等連携サーバを結ぶこととした場合における電気通信回線若しくは総務大臣から情報提供等記録の開示の請求のために必要な情報の通知を受けるために総務大臣の使用に係る電子計算機と情報提供ネットワークシステム等連携サーバを結ぶこととした場合における電気通信回線は、専用回線を使用すること。

(2) 予備の回線の設置

通信が途絶しないようにするため、コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ及び機構サーバを結ぶ電気通信回線並びに情報提供ネットワークシステム等連携サーバ及び総務大臣の使用に係る電子計算機を結ぶ電気通信回線には、予備の回線を設けること。

(3) (略)

第4 住民基本台帳ネットワークシステムの管理

1・2 (略)

3 (1)～(3) (略)

(4) 通信相手相互の認証

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ又は機構サーバそれぞれの間の通信については、通信相手相互の認証を行うこと。また、機構サーバから国の機関等に機構保存本人確認情報を提供するための通信、コミュニケーションサーバ若しくは機構サーバとカード管理システムサーバとの間の通信、コミュニケーションサーバと機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機との間の通信又は情報提供ネットワークシステム等連携サーバから総務大臣に住民票コードを通知し、若しくは情報照会者等から機構サーバ若しくは情報提供ネットワークシステム等連携サーバが情報提供用個人識別符号を取得するために必要な情報の通知を受け、若しくは総務大臣から情報提供ネットワークシステム等連携サーバが情報提供等記録の開示の請求のために必要な情報の通知を受けるための通信についても、通信相手相互の認証を行うこと。

(5) データの暗号化

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ又は機構サーバそれぞれの間の通信については、交換するデータの暗号化を実施すること。また、機構サーバから国の機関等に機構保存本人確認情報を提供するためのデータの交換、コミュニケーションサーバ若しくは機構サーバとカード管理システムサーバとの間の通信又はコミュニケーションサーバと機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機との間の通信についても、交換するデータの暗号化を実施すること。

(6)・(7) (略)

4 (略)

5 電子計算機の管理

(1) 秘密鍵の厳重な管理

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ及び機構サーバにおいて、通信相手相互の認証及び送受信するデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。また、機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機との間で電気通信回線又は磁気ディスクによりデータを交換する場合における国の機関等の使用に係る電子計算機、カード管理システム又は機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機においても、通信相手相互の認証又はデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

(5) データの暗号化

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ又は機構サーバそれぞれの間の通信については、交換するデータの暗号化を実施すること。また、機構サーバから国の機関等に機構保存本人確認情報を提供するためのデータの交換、コミュニケーションサーバ若しくは機構サーバとカード管理システムサーバとの間の通信又はコミュニケーションサーバと機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機との間の通信又は情報提供ネットワークシステム等連携サーバから総務大臣に住民票コードを通知し、若しくは情報照会者等から機構サーバ若しくは情報提供ネットワークシステム等連携サーバが情報提供用個人識別符号を取得するために必要な情報の通知を受け、若しくは総務大臣から情報提供ネットワークシステム等連携サーバが情報提供等記録の開示の請求のために必要な情報の通知を受けるためのデータの交換についても、交換するデータの暗号化を実施すること。

(6)・(7) (略)

4 (略)

5 電子計算機の管理

(1) 秘密鍵の厳重な管理

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ及び機構サーバにおいて、通信相手相互の認証及び送受信するデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。また、機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機との間で電気通信回線又は磁気ディスクによりデータを交換する場合における国の機関等の使用に係る電子計算機、カード管理システム、機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機又は情報提供ネットワークシステム等連携サーバと総務大臣の使用に係る電子計算機との間で電気通信回線若しくは磁気ディスクによりデータを交換する場合における総務大臣の使用に係る電子計算機若しくは機構サーバ若しくは情報提供ネットワークシステム等連携サーバと情報照会者等の使用に係る電子計算機との間で電気通信回線

(2) 他のソフトウェアの作動禁止

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ及び機構サーバでは、住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア（番号利用法第八条第三項に規定する電子情報処理組織に係るソフトウェアを含む。）以外のソフトウェアを作動させないこと。また、機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機との間で電気通信回線又は磁気ディスクによりデータを交換する場合における国の機関等の使用に係る電子計算機、認証業務連携サーバ、カード管理システムサーバ又は機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機においても、住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア（認証業務並びに通知カード及び個人番号カードに係る業務に必要なソフトウェアを含む。）以外のソフトウェアを作動させないこと。

6～10 （略）

第5 既設ネットワークとの接続等

1 既設ネットワークとの接続条件

住民記録システムとの接続、端末機の設置等のため、住民

若しくは磁気ディスクによりデータを交換する場合における情報照会者等の使用に係る電子計算機においても、通信相手相互の認証又はデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

(2) 他のソフトウェアの作動禁止

コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ、機構サーバ及び情報提供ネットワークシステム等連携サーバでは、住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア（番号利用法第八条第三項に規定する電子情報処理組織に係るソフトウェアを含む。）以外のソフトウェアを作動させないこと。また、機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機との間で電気通信回線若しくは磁気ディスクによりデータを交換する場合における国の機関等の使用に係る電子計算機、認証業務連携サーバ、カード管理システムサーバ、機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機又は情報提供ネットワークシステム等連携サーバと総務大臣の使用に係る電子計算機との間で電気通信回線若しくは磁気ディスクによりデータを交換する場合における総務大臣の使用に係る電子計算機若しくは機構サーバ若しくは情報提供ネットワークシステム等連携サーバと情報照会者等の使用に係る電子計算機においても、住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア（認証業務、通知カード及び個人番号カードに係る業務並びに番号利用法第二条に規定する情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供ネットワークシステム」という。）の設置及び管理に係る業務に必要なソフトウェアを含む。）以外のソフトウェアを作動させないこと。

6～10 （略）

第5 既設ネットワークとの接続等

1 既設ネットワークとの接続条件

住民記録システムとの接続、端末機の設置等のため、住民

基本台帳ネットワークシステムと既設ネットワークとを接続する場合（機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における国の機関等の使用に係る電子計算機と既設ネットワークを接続する場合、機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機と既設ネットワークを接続する場合及びカード管理システムサーバと既設ネットワークを接続する場合を含む。）は、既設ネットワークにおいて、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

(1)～(2) (略)

(3) ファイアウォールによる通信制御

既設ネットワークと住民基本台帳ネットワークシステム（機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における国の機関等の使用に係る電子計算機、機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機又はカード管理システムサーバを含む。以下(4)アにおいて同じ。）との間にファイアウォールを設置し、住民基本台帳ネットワークシステム上の処理（認証業務に必要な処理を含む。）又は住民記録システム上の処理（認証業務に必要な処理を含む。）に係る通信のみが可能となるよう通信制御を行うこと。

基本台帳ネットワークシステムと既設ネットワークとを接続する場合（機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における国の機関等の使用に係る電子計算機と既設ネットワークを接続する場合、機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機と既設ネットワークを接続する場合並びに情報提供ネットワークシステム等連携サーバと総務大臣の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における総務大臣の使用に係る電子計算機と既設ネットワークを接続する場合及び機構サーバ又は情報提供ネットワークシステム等連携サーバと情報照会者等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における情報照会者等の使用に係る電子計算機と既設ネットワークを接続する場合を含む。）は、既設ネットワークにおいて、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

(1)～(2) (略)

(3) ファイアウォールによる通信制御

既設ネットワークと住民基本台帳ネットワークシステム（機構サーバと国の機関等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における国の機関等の使用に係る電子計算機、機構の使用に係る認証業務の用に供する電子計算機、カード管理システムサーバ又は情報提供ネットワークシステム等連携サーバと総務大臣の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における総務大臣の使用に係る電子計算機若しくは機構サーバ若しくは情報提供ネットワークシステム等連携サーバと情報照会者等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における情報照会者等の使用に係る電子計算機を含む。以下(4)アにおいて同じ。）との間にファイアウォールを設置し、住民基本台帳ネットワークシステム上の処理（認証業務、通知カード及び個人番号カードに係る業務並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に係る業務に必要な処理を含む。）又は住民記録システム上の処理（認証業務、通

- (4)～(6) (略)
- 2 既設ネットワークとの接続状況についての連絡調整
- (1)・(2) (略)

- 第6 住民基本台帳ネットワークシステムの運用
- 1～8 (略)
- 9 本人確認情報の提供等
- (1) (略)

知カード及び個人番号カードに係る業務並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に係る業務に必要な処理を含む。)に係る通信のみが可能となるよう通信制御を行うこと。

- (4)～(6) (略)
- 2 既設ネットワークとの接続状況についての連絡調整
- (1)・(2) (略)
- (3) 機構と総務大臣の連絡調整

機構及び情報提供ネットワークシステム連携サーバと総務大臣の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における総務大臣は、既設ネットワークとの接続状況について相互に連絡調整を行うこと。また、機構及び総務大臣は、それぞれの既設ネットワークにおいて個人情報の漏えいのおそれがある場合は、相互に連絡調整を行うこと。

- (4) 機構と情報照会者等の連絡調整
- 機構及び機構サーバ又は情報提供ネットワークシステム連携サーバと情報照会者等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における情報照会者等は、既設ネットワークとの接続状況について相互に連絡調整を行うこと。また、機構及び情報照会者等は、それぞれの既設ネットワークにおいて個人情報の漏えいのおそれがある場合は、相互に連絡調整を行うこと。

- 第6 住民基本台帳ネットワークシステムの運用
- 1～8 (略)
- 9 本人確認情報の提供等
- (1) (略)

- (2) 総務大臣に対する住民票コードの提供
- ア 機構は、総務大臣に対し、住民票コードの提供を行う場合は、あらかじめ、住民票コードの提供の具体的方法、住民票コードの漏えい、滅失及び毀損の防止その他の住民票コードの適切な管理のための措置等について、総務大臣と協議して定めること。
- イ 総務大臣は、住民票コードの提供を受けるに際して

(2) ～ (6) (略)

は、職員に対し住民基本台帳ネットワークシステムの操作及びセキュリティ対策についての教育及び研修を実施すること、住民票コードを取り扱う者を限定すること、大量の住民票コードを取り扱う際には責任者の承認を得ること、住民票コードの取扱い等について委託を行う場合は第４の１０と同様の措置を講ずること、住民票コードの保存を行う必要がある期間経過後遅滞なく、当該住民票コードを確実に消去すること等、住民票コードの適切な管理のための措置を講ずること

ウ 機構は、必要に応じ、総務大臣に対し、提供を行った住民票コードの適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該住民票コードの適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。また、都道府県知事は、必要に応じ、機構を経由して、総務大臣に対し、機構が提供を行った当該都道府県の住民に係る住民票コードの適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該住民票コードの適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

エ 市町村長は、必要に応じ、都道府県知事及び機構を経由して、総務大臣に対し、機構が提供を行った当該市町村の住民に係る住民票コードの適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該住民票コードの適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

(3) ～ (7) (略)